



★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



・傷病者の説明負担が
軽減されます
・より適切な処置が
受けられます

マイナ救急の流れ



①傷病者が情報 ②マイナンバーカードを ③隊員が医療情 ④より適切な処置

閲覧に同意する 読み取る 報を閲覧する や搬送先医療機関

※暗証番号の入力不要

の選定につながる

Q&A

マイナ救急ってなに？

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、医療情報等を閲覧する仕組みのことです。病歴、薬の処方歴、病院の受診歴が確認できるため救急隊員に説明する負担が減り、より適切な処置が受けられます。

なにをすればいいの？

救急隊員が同意を得てからマイナ保険証の情報を確認しますので救急隊が到着するまでにマイナ保険証を準備してお待ちください。

マイナ保険証がない場合は？

従前通り、救急隊から直接、病歴や薬の処方歴、病院の受診歴を聴取します。

※マイナ救急は、令和7年10月1日から開始しています。

詳しくはこちら

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/mynakyukyu/mynakyukyu.html>

（総務省消防庁マイナ救急ページ）



マイナ保険証を搭載した
スマートフォンでも
マイナ救急が実施できます

※傷病者本人による生体認証又は暗証番号の入力が必要となるため、意識不明時等は実施できませんのでカードのマイナ保険証の携行も引き続き、お願いします。

マイナ保険証を搭載したスマートフォンでのマイナ救急は、令和8年4月1日から開始となります。



総務省消防庁 × 富良野広域連合消防本部

お問い合わせ

富良野広域連合消防本部警防課

TEL : 0167-45-1119